

## 自己点検シート【居宅介護支援】

事業所名	
点検者の職種・氏名	
点検年月日	令和 年 月 日

各項目を点検し、確認事項の内容を満たしている場合は「適」、満たしていない場合は「不適」、該当する事例がない場合は「事例なし」にチェック（□を■に塗りつぶすなど）をしてください。  
 根拠条文等欄において、「条例」とあるのは「市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年市川市条例第30号）」を指します。「法」とあるのは「介護保険法（平成9年法律第123号）」を指します。「規則」とあるのは「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を指します。

点検項目	確認事項	根拠条文等	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法	
			適	事例なし	不適		
<b>I 基本方針</b>							
1	要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮していますか。	条例第4条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	居宅介護支援の提供にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏ることがないよう公平中立に行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	事業の運営に当たっては、市や高齢者サポートセンター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
<b>II 人員基準</b>							
	従業者の員数	常勤の介護支援専門員を1人以上配置していますか。	条例第5条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		常勤（           人）： 非常勤（           人）					
		介護支援専門員の員数は基準（利用者の数が35又はその端数を増すごとに1名）を満たしていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
1	管理者	常勤の主任介護支援専門員である管理者を配置していますか。 * 令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない介護支援専門員が管理者の場合、令和9年3月31日までの間は、当該介護支援専門員を管理者とすることができます。	条例第6条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文等	点検結果			「不適」の場合の事由 及び改善方法
			適	事例なし	不適	
<b>Ⅲ 運営基準</b>						
1	内容及び手続の説明・同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者又は家族に対し、重要事項（※）について記した文書等を交付等して説明を行い、提供の開始について同意を得ていますか。  ※運営規程の概要、勤務体制、秘密保持、事故発生時の対応等、苦情処理等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項	条例第7条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		居宅サービス計画の作成にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合、他事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じていますか。	条例第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の被保険者証の確認を行っていますか。	条例第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	条例第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用申込者が要介護認定を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	身分を証する書類の携行	介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者等の求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	利用料等の受領	居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	条例第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用料のほか、運営規程に定められた交通費（利用者の居宅が通常の実施地域以外の地域の場合）以外の支払いを利用者から受けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明し、同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文等	点検結果			「不適」の場合の事由 及び改善方法	
			適	事例なし	不適		
8	保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援について利用料の支払いを受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	条例第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	指定居宅介護支援の基本取扱方針	サービスは要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行っていますか。	条例第15条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
10	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	条例第16条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に対して提供していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、適切な方法により利用者が抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接して行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画書の作成に関する業務を担当させていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス等の担当者を召集して、サービス担当者会議（利用者等の同意を得ている場合はテレビ電話装置等を活用して行うことも可）を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求め調整を図っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか区分した上で、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書等により同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画を作成及び変更した際に、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付等していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			

点検項目	確認事項	根拠条文等	点検結果			「不適」の場合の事由 及び改善方法
			適	事例なし	不適	
	居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	実施状況の把握（モニタリング）は、特段の事情のない限り、次の①、②により行われていますか。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接している。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録している。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員は、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、主治医に意見を求める等し、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員は居宅サービス計画書に市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成30年規則第39号）（以下「条例施行規則」という。）で定める回数以上の訪問介護（条例施行規則で定めるものに限る。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービスを市町村に届け出ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護支援専門員はその勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合等が条例施行規則で定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあったときには、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文等	点検結果			「不適」の場合の事由 及び改善方法
			適	事例なし	不適	
	上記の場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付等していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行なっていますか。また、医療サービス以外のサービスを位置づける場合、主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意点を尊重してこれを行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。（利用者の心身の状況、本人、家族等の意向に照らし、上記の日数を超えた利用が必要と認められる場合を除く。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続した貸与の必要性について検証していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	必要性を検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合、その理由を居宅サービス計画に記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合は、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	地域ケア会議から、被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制を検討するために、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文等	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法
			適	事例なし	不適	
11	法定代理受領サービスに係る報告	毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において法定代理受領サービスとして位置づけたものの情報を記載した文書等を提出していますか。	条例第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	利用者から申出があった場合、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類等を交付していますか。	条例第18条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13	利用者に関する市町村への通知	利用者が次の事項に該当する場合には、遅滞なく保険者市町村に通知していますか。 ①正当な理由なく、サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき ②偽りその他不正な行為により給付を受け、又は受けようとしたとき	条例第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	管理者の責務	管理者は、介護支援専門員その他の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条例第20条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	14	管理者は、当該事業所介護支援専門員その他の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15	運営規程	次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦その他運営に関する重要事項	条例第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16	勤務体制の確保	月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。	条例第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文等	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法	
			適	事例なし	不適		
17	業務継続計画の策定等	感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例第22条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。	条例第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
19	介護支援専門員の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	条例第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
20	感染症の予防及びまん延防止のための措置	指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことも可。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。	条例第24条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	21	掲示		運営規程の概要や、勤務体制表等を事業所の見やすい場所に掲示していますか。 *これらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることによるものでも可。	条例第25条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	秘密保持	従業者又は従業者であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	条例第26条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
23		サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を文書等により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
24	広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例第27条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
25	居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	条例第28条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		事業者及び従事者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文等	点検結果			「不適」の場合の事由 及び改善方法
			適	事例なし	不適	
26	苦情処理	苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書等に記載するとともに、事業所に掲示していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		利用者からの苦情に関して市町村又は国保連が行なう調査に協力するとともに、市町村又は国保連から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
27	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
28	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 ②虐待の防止のための指針を整備すること。 ③介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④前3つの掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
29	会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文等	点検結果			「不適」の場合の事由 及び改善方法
			適	事例なし	不適	
30	記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例第32条	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（①から⑤及び⑨については5年間）保存していますか。 ①居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ②居宅サービス計画 ③アセスメントの結果の記録 ④サービス担当者会議等の記録 ⑤モニタリング結果の記録 ⑥利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑦苦情の内容等の記録 ⑧事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑨従業者の勤務の記録		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
<b>IV 変更の届出等</b>						
31	変更の届出 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定居宅介護支援事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を本市に届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 登記事項証明書又は条例等 ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 ⑥ 運営規程 ⑦ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	法第82条第1項、規則第133条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	